

- **資産割のあり方について**

- 廃止した場合

- 資産割が賦課されていなかった、又は少額だった方の税負担が増える。

- 廃止しなかった場合

- 将来、福岡県内で保険料統一時に資産割を廃止する必要がある。
- 令和7年度の標準システム導入時に別途費用が必要
- 固定資産税との二重課税の不満が残る。

- **嘉麻市資産割廃止のみ税制案** () 内は廃止前の比較

	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	8.5% (0%)	3.5% (0%)	1.5% (0%)	13.5% (0%)
均等割	23,000円 (3,000円)	7,500円 (1,000円)	12,000円 (1,500円)	42,500円 (5,500円)
平等割	26,600円 (3,600円)	7,500円 (1,000円)	0円 (0円)	34,100円 (4,600円)

資産割分を県内順位が低い「均等割」「平等割」に振り分けただけであり、**税込全体が増えるわけではない。**

イメージ

世帯	収入内訳（世帯）	加入者	軽減	現年税額	順位	新年税額	順位	差額
1人	所得400万円 資産 3万円	45歳主	なし	563,300円	21	558,400円	23	-4,900円
2人	所得120万円 資産 5万円	72歳主 70歳妻	2割	183,300円	1	168,400円	12	-14,900円
2人	所得120万円 資産 1万円	70歳主 45歳子	2割	183,200円	43	189,500円	35	+6,300円
3人	所得400万円 資産 5万円	45歳主 40歳妻 15歳子	なし	636,800円	23	631,400円	24	-5,400円
4人	所得120万円 資産 5万円	45歳主 40歳妻 15歳子 10歳子	5割	207,100円	28	193,900円	38	-13,200円